

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第181号

## リボ払いにご注意！！

クレジットのリボルビング払いは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払方法です。毎月の支払額以上にカードを使って借入残高が増えていても気づきにくく、支払い期間も長くなりがちです。借入残高が増えると、それに応じて手数料が増え、結果として支払い総額が増えてしまいます。契約当初の設定がリボルビング払いになっていないか確認しましょう。

### 【県内事例】

数年前にまとまった買い物をした際、リボ払いにしてはどうかと勧められてカードの支払方法を変更した。月額8千円のリボ払いにしているが、最近残債を確認したところ二十数万円となっており、ほとんど減っていないことが分かった。どうして残高が減らないのかよくわからない、どうしたらよいか。

(50代 女性)

### アドバイス

1. クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。分からない点はカード会社に説明を求めましょう。
2. 利用明細を定期的を確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど不明な点があるときは、すぐにカード会社に問い合わせることも大切です。
3. 不安に感じたり、困ったときは一人で悩まず、すぐに消費生活センターや市町村の窓口にご相談してください。(消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999